

## 社会的養護の下に育つ子どもたちへの専門的ケアのあり方について(東京都児童福祉審議会提言 H20.8)

| 提言                        | 提言内容  | 取り組み状況  |
|---------------------------|---|---|
| 1 家庭的養育環境におけるきめ細やかなケアの提供  | <p>◆乳児期における養育家庭委託の積極的推進</p> <p>○児童相談所における援助方針の決定に際しては、乳児院からの措置変更は、原則養育家庭委託を検討するとともに、特に、これまで委託が進んでいない乳児院入所中の乳児については、早期の段階から委託を進めることを検討すべきである。<br/>○乳児が入所後半年経過したときや、満1歳になったときには委託を検討するなど、委託促進のための一定のルール化を図る必要がある。</p>   | <p>(1)乳児委託研修<br/>○H20年度より実施。本研修を修了した養育家庭のみ、乳児の受託が可能。<br/>(2)里親委託優先<br/>○児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインに基づき、委託時期を逃さないよう3ヶ月ごとに乳児院と連絡調整(全ケース)<br/>○里親委託等推進会議の活用<br/>○児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインに基づく委託促進</p>  |
|                           | <p>○支援体制の充実が不可欠である。児童相談所の支援はもとより、民間団体なども活用しながら里親支援機関を整備し、日常的な相談体制の充実や必要な支援サービスを提供していくことが求められる。</p>  | <p>○H20年度(H21.2～)より、3ヵ年モデル事業の実施。《児童相談センター》<br/>○H23年度より品川児童相談所、八王子児童相談所を含めた3ヵ所で事業の実施。<br/>○H24年度より全児童相談所にて事業を実施。里親支援機関4法人<br/>○H24年度より、乳児院6ヶ所、児童養護施設14ヶ所に、里親専門相談員を配置<br/>* H25年度からは、乳児院9ヶ所、児童養護施設22ヶ所に拡大</p>  |
|                           | <p>◆グループホーム設置促進に伴う人材育成</p> <p>○グループホームにおいてケアを行なううえで必要とされる知識や技術等を身につけるための研修の充実が必要である。</p> <p>○国に対し、グループホームの職員配置基準の充実を引き続き強く要求していくべきである。</p>  | <p>○児童養護施設等人材育成支援事業実施要領を作成し、「施設への就職希望者及び施設職員に対する研修プログラムや人材育成モデルを研究・開発し、施設に提供することにより、研修内容の標準化を図るとともに、施設の研修能力を高め、施設において人材を確保し養育できるように支援」している。</p> <p>○国要求(重点事項)<br/>地域小規模児童養護施設(グループホーム)において、きめ細かな支援ができる体制を確保するため、職員配置基準を充実すること。</p>  |
| 2 虐待を受けた子供への治療的ケア体制の充実・強化 | <p>◆児童養護施設の治療的養育機能の強化</p> <p>○施設において心理的側面等からのアセスメント機能を向上させ、施設全体の専門的支援機能を高めていくことが必要。<br/>○専門機能強化型児童養護施設については、取組を充実・拡大していくことが求められる。</p> <p>○施設外からのスーパーバイザーの活用により、職員が指導や教育を受けることも施設全体の機能強化につながる。幅広い人材を活用できる仕組みづくりが必要。</p> <p>○小規模グループケアは、虐待を受けた子供へのケアを充実するため、職員の配置を厚くし、職員と子供との個別な関係を重視したきめ細かなケアを提供していくものであり、「治療的養育」を支える重要な要件。<br/>○児童養護施設は、大規模な集団的ケアから小規模な生活単位を基本とするケア体制への移行が必要。<br/>○国に対して、設置拡大を強く要求すべき</p> | <p>○専門機能強化型児童養護施設の設置拡大<br/>H19年度 2ヶ所、H20年度 4ヶ所、H21年度 24ヶ所、H22年度 33ヶ所、H23年度 36ヶ所、H24年度 38ヶ所、H25年度 40ヶ所</p> <p>○専門機能強化型児童養護施設の標準メニューとして、施設の取組を支援</p> <p>○家庭的養護の推進<br/>児童養護施設のグループホーム等の設置促進 24年度⇒129ヶ所(H25.3.1)<br/>○国要求(重点事項)<br/>児童養護施設及び乳児院における本体施設の定員や小規模グループケアの設置数、児童養護施設が1施設あたり設置できる地域小規模児童養護施設(グループホーム)数について、地方自治体の実情に合わせて、弾力的に認めること。</p> |
|                           | <p>◆新たな治療的ケア施設の検討</p> <p>○虐待を受けた子供たちの問題を思春期、青年期以降に更に重篤化させないためにも、そして、次世代における虐待の連鎖を断ち切るためにも、早期の段階から、子供たちを適切なケアに結びつけることが必要である。<br/>○東京都の社会的養護体制においては、虐待等により特に重いケアニーズを抱える子供に対して、適切な「治療的ケア」を提供できる新たな施設の整備を検討する必要がある。<br/>○新たな施設は、生活・治療・教育の3部門を併せ持つ情緒障害児短期治療施設の機能を基調としながら、3部門の総合的、一体的な支援機能を強化し、併せて、生活日課、生活ルールなど枠組みの明確な環境を提供する新たなケア体制を目指すべきである。</p>  | <p>○H20.8東京都児童福祉審議会「社会的養護のもとに育つ子供たちへの専門的ケアのあり方について」の提言に基づき『『新たな治療的ケア施設の基本構想検討会』が設置され、新たな治療的施設の基本構想に関する検討を行なうことした。H20.12.25～H22.6.14 9回検討<br/>○虐待による重篤な情緒・行動上の問題を抱える児童に対し、初期の段階から生活支援・医療・教育を一体的に提供し、児童のケアの充実を図る「連携型専門ケア機能」の実施に向け、関係機関と調整をしている。モデル事業の規模は、小学生12名。</p>  |
|                           | <p>◆精神医学的アセスメント機能の強化</p> <p>○虐待等に起因する愛着障害や情緒障害は、多動や衝動性など、発達障害とその症状が類似している面があり、その診断は専門的見地から慎重に行なう必要があることから、児童相談所における精神医学的アセスメント機能の強化が求められる。<br/>○児童養護施設等で問題行動を起こす子供を対象とした短期宿泊治療指導については、今後とも取組の充実が求められる。</p>  | <p>○平成25年2月の児童相談センターの子供家庭総合センター内への移転に伴い、治療指導課の事業を拡充<br/>親子のサポートステーション「ばお」の開設(宿泊規模 16人⇒30人)<br/>○施設不適応児童への支援<br/>ばおの宿泊機能を活用し、施設での生活に支障を来たす恐れのある児童に対し、短期間の治療指導を行っている。<br/>○児童相談センター医師が、地域の児童相談所を巡回</p>  |

社会的養護の下に育つ子どもたちへの専門的ケアのあり方について(東京都児童福祉審議会提言 H20.8)

| 提言                       | 提言内容   | 取り組み状況   |
|--------------------------|--|--|
| 3 親・保護者への支援の充実           | ◆家族も含めたケースマネジメントの充実・強化   | <p>○児童相談所と施設との連携が不可欠。<br/>○児童相談所の援助指針と施設が作成する自立支援計画を適切に結び付け、相互のマネジメント体制の強化を図るほか、家庭復帰等の計画を協働で作成、子供の状態や家庭の養育機能へのアセスメントをする共通の判定基準やチェックリストの作成。<br/>○親・保護者支援における家庭支援専門相談員の役割、機能及び児童相談所との業務分担を明確にするとともに、児童福祉司と家庭支援専門相談員の合同研修の実施</p>  |
|                          | ◆家族への治療・教育的援助プログラムの展開  | <p>○早期に子供と親との愛着関係を修復・形成することは、虐待の再発予防と、子供のその後の情緒・行動上の問題の発生を予防する効果があるため、今後については、子供を保護した直後から、子供と親に対する援助を提供できる新たな体制も求められる。<br/>○子供家庭総合センター(仮称)の「親子のサポートステーション」では、宿泊による支援を加え、子供と親それぞれへのケアプログラムや、親と子供の愛着関係修復プログラムを、子供を保護した直後より集中的に実施する取組なども充実すべき<br/>○児童養護施設における家族療法事業や区市町村が地域で展開する親支援プログラムなどにも活用できるノウハウを広く提供することも検討すべき<br/>○虐待の事実を認めず、周囲の支援を受け入れるのが困難な親への援助方法についても、有効な手法を検討していくことが必要。</p> |
|                          |  | <p>○自立支援・アフターケアの充実<br/>児童養護施設等が行なうアフターケアに対する支援(サービス推進費)<br/>H20年度より地域生活支援事業(ふらっとホーム)を開始し、施設等退所した者への支援。H25年度からは、多摩地区にも拠点を設ける。(区部:文京区、市部:小金井市)<br/>H24年度からは、児童養護施設に入所中から退所後までの支援を行う専任の自立支援コーディネーターを配置<br/>H25年度からは、自立援助ホームに主に就労定着のための支援を行うジョブ・トレーナーを配置</p>   |
| 4 多様なケアニーズに対応できる人材の確保・育成 | ◆今日の社会的養護を担う人材養成の検討  | <p>○児童養護施設等人材育成支援事業実施要領を作成し、「施設への就職希望者及び施設職員に対する研修プログラムや人材育成モデルを研究・開発し、施設に提供することにより、研修内容の標準化を図るとともに、施設の研修能力を高め、施設において人材を確保し養育できるように支援」している。<br/>○首都大学東京と連携し、インターンシップを受け入れている。</p>  |
|                          | ◆施設内外における効果的な研修の実施   | <p>○基幹的職員研修の実施<br/>○児童養護施設等人材育成支援事業実施要領を作成し、「施設への就職希望者及び施設職員に対する研修プログラムや人材育成モデルを研究・開発し、施設に提供することにより、研修内容の標準化を図るとともに、施設の研修能力を高め、施設において人材を確保し養育できるように支援」している。</p>  |
| おわりに                     | <p>・一時保護所における生活支援のあり方や児童養護施設等で働く人材の資格のあり方などについても課題が提起された。<br/>・施設における被措置児童等虐待に関する課題に対しても、子供の権利擁護の観点から、適切な対応を行なう仕組みの整備など、取り組み充実を図ることを併せて要望する。</p> |  |